

第 25 回都道府県対抗戦岩手県代表選手選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成 29 年 11 月 14 日に開催される第 25 回都道府県対抗全国ダンススポーツ大会 in 愛媛の岩手県代表選手の選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 派遣選手の選考にあたっては、以下の基準に基づき、理事会でこれを決定するものとする。

区 分	対象選手
少年 A・B (W、Q、S、C)	高3以下（1999年4月2日以降に生まれた者）、同性同士可
成 年 (F、Vw、P、J)	大学生以上（1999年4月1日以前に生まれた者）
シニア II (T、R)	年齢45歳以上と年齢40歳以上（1972年12月31日以前に生まれた者と1977年12月31日以前に生まれた者）
選考方法	選考対象競技会における公認 A 級戦又は承認選手権戦の成績上位者より選考する。但し、当該競技区分に該当する選手がいない場合は、公認 B 級戦の成績上位者より選考する。以下、該当する選手がいない場合には公認 D 級戦まで繰り下げるものとする。 少年 A・B について、公認一般級別競技の成績で選考できない場合には、ジュニア区分（普及区分を含む）より選考する。
得点方法	選考対象競技会における同一区分の上位 2 大会の成績の得点合計

- 2 代表選手は、1組1種目を原則として選考するものとする。ただし、少年A・B区分以外の選手は、当日の個人戦にエントリーすることを条件とする。
- 3 代表選手は、同一部門あるいは部門にまたがり組相手を替えたカップルも1組として選考対象とするものとする。
- 4 1組1種目としてチーム編成ができない場合には、同一部門あるいは部門にまたがり2種目まで出場することとして選考するものとする。
- 5 代表選手選考において、合計得点に同点者が出了場合には、下記により決定するものとする。
 - (1) ブロック選手権の得点の高いカップルを優位とする。
 - (2) (1)においても得点が同点の場合は、選考日にもっとも近い競技会の得点の高いカップルを優位とする。
 - (3) 同性同士可の区分において、同点が出た場合には男女カップルを優位とする。

(選考対象競技会)

第3条 前条に規定する選考対象競技会は、以下の大会とする。

- ① 2017 年前期東北ブロック選手権大会（平成 29 年 3 月 5 日）
- ② 第 27 回秋田県ダンススポーツ大会（平成 29 年 4 月 16 日）
- ③ 第 32 回仙台市ダンススポーツ選手権大会（平成 29 年 5 月 5 日）

(得点)

第4条 第2条に規定する得点は、以下の通りとするが、ブロック選手権においては、以下の得点に各 10 点を加算するものとする。

第1位 70 点、 第2位 65 点、 第3位 60 点、 第4位 55 点、
第5位 50 点、 第6位 45 点、 第7位 40 点、 第8位 35 点、
第9位 30 点、 第10位 25 点、 第11位 20 点、 第12位 15 点、
最終予選 10 点、 第2次予選 5 点、 第1次予選 1 点

2 前項の場合において、公認一般級別競技を繰り下げる場合においては、公認 B 級戦の場合には各 5 点を減点、公認 C 級戦の場合には各 10 点を減点、公認 D 級戦の場合には各 15 点を減点するものとし、減点後の点数が 0 点以下になる場合には 1 点とする。

3 ジュニア区分（普及区分を含む）より選考する場合には、前項の公認 D 級戦の場合を準用するものとする。

4 順位の繰上げを行うのは、各県大会は準決勝以上とし、ブロック選手権は、最終予選以上とする。

5 準決勝が 13 組以上の場合は、13 位は 14 点、14 位は 13 点、15 位は 12 点、16 位は 11 点とする。

(他県連盟との連合チーム)

第5条 この要領によって派遣選手を選考できないときは、他県連盟との連合チームの編成に努めるものとする。

2 前項の連合チームの編成ができない場合には派遣を行わないものとする。

(選考結果又は途中経過の公表)

第6条 会長は、この要領によって派遣選手を選考したときは、その結果を速やかに本人に通知し、公表するものとする。

2 会長は、必要と認めた時は途中経過をホームページ等により公表するように努めるものとする。

(想定外の処理)

第7条 この要領により難い場合には、理事会で決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 2 月 19 日から施行する。
- 2 この要領は、第 25 回都道府県対抗戦の終了と同時に廃止する。